

規制の事後評価書

法 令 の 名 称 : 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律

規 制 の 名 称 : 再生利用事業者等目的輸入事業者の認定及び再生利用等事業者の認定に係る特定有害廃棄物等に係る輸入承認を受ける義務の免除

規制導入時の区分 : ■新設 拡充 ■緩和 廃止

担 当 部 局 : 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室、経済産業省 GX グループ資源循環
経済課

評 価 実 施 時 期 : 令和8年2月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 特定有害廃棄物等について、再生利用等目的輸入事業者等として経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けた者が、再生利用等事業者として経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けた者が認定に係る再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合に限り、法第8条第1項に規定する外為法第52条の規定による輸入の承認を受ける義務を不要とする。
- なお、輸入承認を受けずに輸入される特定有害廃棄物等に関しては、法第9条に規定する「輸入移動書類」を交付することにならないが、当該特定有害廃棄物等の越境移動に際して輸出元国の権限ある当局又は輸出者がバーゼル条約を担保するために交付する移動書類を輸入移動書類に代わる書類とすることとする。

<今後の対応>

- そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 輸入移動書類の交付数減少	事前評価時	個別の輸入承認申請手續、輸入移動書類の交付申請手續が不要になる。（平成 27 年の輸入承認申請件数は 167 件、輸入移動書類の交付件数は 902 件。）
	事後評価時	輸入移動書類の交付数は、平成 27 年は 902 件、平成 28 年は 1,154 件、平成 29 年は 797 件、平成 30 年においては 858 件であったが、法改正での廃基板の日本への輸入規制の緩和も相俟って、令和元年は 312 件、令和 2 年は 106 件、令和 3 年は 73 件、令和 4 年及び令和 5 年は 96 件と減少傾向にある。
② 再生利用等目的輸入事業者の認定数増加	事前評価時	-
	事後評価時	再生利用等目的輸入事業者の認定数は令和元年は 1 件、令和 2 年は 2 件、令和 3 年は 2 件、令和 4 年は 0 件、令和 5 年は 0 件である。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 認定申請又は認定の更新に係る手続	事前評価時	-
	事後評価時	・認定申請又は認定の更新に係る手数料 第 14 条認定においては 38,000 円（電子申請 31,900 円） 第 15 条認定においては 203,800 円（電子申請 197,300 円） ・認定を受けるための書類作成作業費用 申請 1 件当たりの作業時間は 90 日間程度、交付数 1 件当たりの審査時間は平均 108 人日/件である。
② 変更の認定に係る手続	事前評価時	-
	事後評価時	変更の認定に係る手数料 第 14 条認定においては 27,900 円（電子申請 21,700 円） 第 15 条認定においては 43,500 円（電子申請 37,100 円） 申請 1 件当たりの作業時間は 70 日間程度、交付数 1 件当たりの審査時間は平均 56 人日/件である。
③ 定期的な事業報告	事前評価時	-
	事後評価時	手数料はかかるないが、年次報告書を作成する人件費等の負担として、報告書 1 件当たり約 20,000 円（事業者へのヒアリングに基づく）
④ バーゼル法第 16 条において準用する第 9 条第 2 項前段及び第 3 項並びに第 10 条から第 13 条までの規定の遵守費用	事前評価時	-
	事後評価時	これらの規定の遵守義務は、バーゼル法に基づいて輸入する事業者にも課されるものであり、認定を受けることにより遵守費用が増えるものではない。

■行政費用

		算出方法と数値

① 審査業務、管理業務	事前評価時	-
	事後評価時	経済産業省、環境省、地方環境事務所における、認定申請・変更申請・更新申請の審査業務として、1年間に平均2.5件の新規申請の審査業務及び平均2.5件の変更・更新手続に係る審査業務が発生する。新規申請の審査には平均108人日/件、変更・更新手続に係る審査には平均56人日/件を要する。平均給与月額405,378円（令和6年度国家公務員給与等実態調査の結果、行政職俸給表(一)）を基に算出すると、年間の負担費用額は $2.5 \times (108+56) \times 405,378 / 21 = 7,914,523$ 円となる。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

- ・顕在化する負担がないものとしての認定であるため、当該負担は発生しない。

■その他の負担

- ・特段発生していない。（制度設計的に発生しない）

3 考察

- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）第8条は、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者に対して、外為法第52条の規定による輸入承認を受けることを義務付けている。本規定について特段の例外は定められていなかったが、当該改正により、再生利用等を行う目的での特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設し、輸入手続を緩和することにより、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ、国際的な非鉄金属リサイクルを着実に進めることを目的としていた。既に、当該改正前から、欧州連合においては本認定制度と類似の特例措置を設定しており、我が国が引き続き非鉄金属リサイクルを推進するために必要な改正であった。
- ・令和7年1月時点で15条認定は8件、14条認定は6件の認定を行っており、またそれぞれ追加で数件の認定申請を受理しているところである。今後も認定の申請の増加が見込まれ、事業者にとって需要のある制度であると考えられる。
- ・再生利用等目的輸入事業者が、再生利用等事業者が認定に係る再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合に限り、法第8条第1項に規定する外為法第52条の規定による輸入の承認を受ける義務が不要となるが、輸入承認を受けずに輸入される特定有害廃棄物等に関しては、法第9条に規定する「輸入移動書類」を交付することにならない。このため、当該改正以降、輸入移動書類の交付数は減少しており、行政負担が減少すると共に、事業者にとっても輸入に係る手続期間の減少に繋がり、当該改正は輸入の円滑化・迅速化に寄与している。概ね当初想定していた通りの効果を確認できたため、今後の対応としては当該改正内容を継続することとしたい。
- ・遵守費用について、事前評価時には設定しておらず、また現在追加の費用を拠出する必要がないと考えているところ、事後評価では「想定を設定していないが、対応の変更は不要」を選択した。
- ・行政費用についても、事前評価時には設定しておらず、また現在追加の費用を拠出する必要がないと考えているところ、事後評価では「想定を設定していないが、対応の変更は不要」を選択した。
- ・規制緩和により顕在化する負担について、事前評価時には設定しておらず、また現在規制緩和により顕在化する新たな負担を確認していないところ、事後評価では「想定を設定していないが、対応の変更は不要」を選択した。